

東広島市おいしさ研究ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は東広島市おいしさ研究ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）という。

(設置の目的)

第2条 東広島市内の農林水産物の生産者、その加工製品の製造者及びそれらの流通・販売者の連携を強化し、よりレベルの高い東広島市ブランドを構築するためネットワークを設置する。

(会員の資格)

第3条 ネットワークは市内で安心・安全でかつ東広島市にふさわしい農林水産物の生産、加工及び流通・販売を行う者で、東広島市ブランドを構築する意思のある者を会員とする。

2 会員は、理事会において審議し、承認された者とする。

3 理事会が必要と認めた場合は、市内の高等学校、大学、観光協会、商工会議所及び商工会等関係者等を賛助会員とし、協力を得ることができる。

4 会員が、故意又は重大な過失により、この会の信用を失わせるような行為をしたとき、理事会において審議し決定のうえ会員を除名する。なお、除名を行う際には、総会において弁明の機会を与えることとする。

(事業)

第4条 ネットワークは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の交流による地域資源の活用
- (2) 東広島市ブランドイメージづくりのための広報
- (3) 東広島市ブランドにふさわしい“もの”をつくるための開発
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(理事)

第5条 理事は、総会において会員の中から4名以上8名以内で選任する。任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員)

第6条 このネットワークに次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

監 事 2名

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。監事については理事以外から選出する。
- 3 任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) ネットワークの業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(総会)

第8条 総会は正会員をもって構成し、原則として毎年1回会長が召集し、開催する。

- 2 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、文書をもって出席者に委任した場合は、出席者とみなす。
- 3 総会は、会長が議長となり出席会員の過半数の同意を得て議決する。

(総会の議決事項)

第9条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定または変更
- (3) 事業報告および収支決算の承認
- (4) その他ネットワークの運営に関すること

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。

- 2 理事会は、理事及び事務局で組織し、支援機関の指導を得て、ネットワークの運営及び事業計画等の案を作成し、事業の執行に努める。

(事務局)

第11条 ネットワークに、効果的で円滑な事業計画の検討及び事業の推進を行うため、東広島市産業部ブランド推進課、農林水産課及び園芸センターに事務局を置く。

- 2 ネットワークにおける業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、東広島市産業部ブランド推進課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、ネットワークの庶務を総括し、処理する。
- 5 事務局は、事務局長が指名する職員をもって組織する。

(経費)

第12条 経費については、年会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 このネットワークの会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

この規約は平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は令和2年4月1日から施行する。

附則

この規約は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は令和4年4月1日から施行する。